

## 議案第121号

### 久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成22年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号。以下「保護条例」という。)」を「並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久喜市条例第 号。以下「法施行条例」という。)及び久喜市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年久喜市条例第 号。以下「市議会個人情報保護条例」という。)」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公開条例第24条第2項の規定により審議会に意見を聴かれた事項について審議し、答申すること。
- (2) 法施行条例第7条の規定により諮問された事項について審議し、答申すること。
- (3) 市議会個人情報保護条例第51条の規定により諮問された事項について審議し、答申すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。以下同じ。)から審議会に諮問された情報公開制度又は個人情報保護制度の運用に関する重要な事項について審議し、答申すること。
- (5) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について調査審議し、実施機関に対し建議すること。

第2条第2項及び第3項を削る。

第5条中「関係実施機関の職員等の」を「実施機関の職員に」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、情報公開・個人情報保護運営審議会の設置及び所掌事項について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。